

オールトヨタの仲間

全トヨタ労働組合

〒472-0043 知立市東栄3-25

西三河地域労働組合総連合内

TEL080-1556-8284・FAX 0566-95-0510

E-mail: atunion@mail.goo.ne.jpHP URL: <http://www.katch.ne.jp/~atunion/>

発行責任者：若月忠夫

セクハラ行為

あくまでも犯罪者をかばう

アイシン精機

続報

アイシン精機本社



本人が認めてるのに、！！！！！！

セクハラではない？？？？

10月24日（木）午後6時半からアイシン精機と5回目の団体交渉を行いました。交渉では会社はT工長のセクハラ行為を認め、会社の責任で「謝罪をすること」「加害者の処分をすること」「再発防止策をとること」「損害賠償をすること」他を求めていましたが、アイシン精機は衣浦工場T工長に会社が調査した結果として、「本人は行為を認めたが仲の良い同僚としてやっただけで、会社は2人から物的証拠を得ていない。だから要求の根拠となる事実が認められない」などと犯罪をかばう態度に終始し、いずれの要求も拒否しました。この会社の言い草だと加害者が「合意でやっただけ」と言い訳すればセクハラ行為とは認められないことになってしまい、苦しんでいる被害者の救済に背を向ける背信行為です。

何のために就業規則があるのか！

就業規則第17条、「セクシャルハラスメントとは、相手方の意に反する性的言動で、それによって業務遂行上で不利益を与えるもの又は就業環境を悪化させるものをいう」と規定していますが、上司であるT工長が作業中の女性に寄つてきて、不倫中の相手を縛り付けた写真を見せる行為がハラスメントではないと言いつける会社の態度は絶対に許せません。周囲からは仲の良い二人とみられていたが、それとセクハラ行為は別問題です。加害者が認めなければセクハラではないとすれば、就業規則は効力のないお飾りになります。

人事は相談を受けていたのに

被害にあった女性には、平成21年に衣浦工場に異動となり、T工長の元で働くことになりました。まもなくしてセクハラ行為が始まりエスカレートしていき、とても不快な思いで仕事をしていました。そのことを複数の上司にたびたび相談し訴えていました。会社が調査結果で、「人事部員からは、個人間の問題であるため、お互いで解決することを助言したとの確認ができています」と回答しました。人事は実態を把握していたことを明らかにしたのです。しかし、そのことが形勢悪しと思つたのか「助言はしていない」とひるがえり否定をしたのです。驚くべき態度です。

安全配慮を欠いたT工長の罪！

また被害女性には平成21年夏頃から、ハンドルの整理業務を担当、箱詰めや運搬が手作業で腰に負担がかかるので、再三に渡りT工長に台車を使用させるよう申し出るも、拒否をされ腰痛を発症しました。その後も腰痛に対する安全配慮を求めましたが応援に出されるなどで、24年の7月には重症化して入院、3年間休職を余儀なくされたあげく、心身をズタズタにされ家庭もメチャクチャにされてしまったのです。安全に作業をさせる責任がある上司であるT工長の態度は、「安全第一」から逸脱した行為で会社の責任は重いものであり、賠償を求めて交渉をしているところです。

トヨタの
社員

過労自死
労災認定裁判

勝利に向けて！

9月2日（月）と10月17日（木）に名古屋地裁1103号法廷にて公判が開かれました。二回の法廷とも、裁判も大詰めを迎え、閉廷後進行協議が開かれました。進行協議では、証人尋問法廷について、いつ、だれにするかなど双方で話し合いました。その結果、証人尋問法廷は、二日間の日程で名古屋地裁1103号法廷で開かれる予定です。

証人尋問の予定日がほぼ決まる！

大まかな予定は、一回目2020年2月10日（月）9時45分から5人の方の尋問が行われます。二回目は2020年2月13日（木）13時から3人の方の尋問が行われることになりました。詳細など最終決定は12月23日（月）10時からの19回法廷で決まります。

当初、被告側は、証人を出さないといいながら、結局国は5人申請してきました。原告側は元同僚の2人と原告が立つことになっています。パワハラを受けた方や、過密な労働や多忙な仕事を経験した元同僚の証言は心強いものがあります。裁判も終盤です。最後まで皆さんのご支援をお願いします。

原告挨拶



皆様、本日は傍聴支援・総会参加有り難う御座いました。本日、証人尋問法廷の予定がほぼ確定しました。私の思いをしっかりと伝えられるよう準備していきたいと思っております。長い期間にわたり傍聴支援、ご協力に感謝申し上げます。私の気持ち揺らぐ時もありましたが、皆さんのご支援が励みになりました。このまま来ることが出来ました。裁判も終盤を迎え、裁判所には是非労災と認めてほしいと思っております。本日は有り難う御座いました。

トヨタで新たな
パワハラ事件発覚！

11月19日の新聞報道でトヨタ自動車男性社員（28歳）が2017年に自殺したのは、上司のパワハラを受け、適応障害を発症したのが原因として、業務との因果関係を認めて、豊田労働基準監督署が労災認定していたことがわかりました。東大大学院を出た男性は2015年4月に入社、研修後の2016年3月、本社の車両設計を担う部署に配属され、直属の上司から「ほか」「アホ」と叱責され、「死んだ方がいい」と言われたこともあったと言います。許しがたい行為であり、社内教育の再徹底を強く望みます。

トヨタ自動車本社



冬期一時金支給をエサに労働強化を強制 …… 2019年のトヨタ



10月9日、トヨタは留保していた冬の一時金について満額回答をし、トヨタ労組はこれを受け入れた。だがそもそも春闘で冬の一時金の支給を継続審議としたのは、冬の一時金支給をエサにして従業員を競争力強化に駆り立てていくために仕組まれた茶番劇だったのではないだろうか。

競争力強化への邁進を強要

トヨタ労組はこの一時金のお預けに抗議の一言さえあげず、トヨタ社長の希望通り、ひたすら「いきるか、死ぬか」のこの時に「トヨタは変わるのか」と危機意識をあり立て、「やめよう、変えよう、始めよう」をスローガンにして、競争力強化の運動に邁進することを組合員に強要してきた。例えば創意工夫提案も業務扱いにして提出を強制している。だが、すでに多くの組合員は目一杯になっている。にもかかわらず、さらに「乾いた雑巾を絞り」つくすように、トヨタのための自己改革を迫ったのだ。もう雑巾はボロ寸前だ。すでにボロ雑巾化し職場からリタイヤさせられている組合員も多くいるのだ。

にもかかわらず、冬一時金支給に当たって西野労組委員長は次のように言っている。「まだ意識が変わりきれなかったり、行動に移し切れていないメンバーがいる。そういったメンバーに対しても寄り添い」「守る」のが組合の役割だと考えていたが、今後は変わり切れていない組合員を変えていくと。まさにこれまで以上に組合員の尻をたたいていくことをトヨタ社長に誓約しているのだ。

トヨタ労組って、労働組合なの？

このようなトヨタ労組の姿勢は、労働組合のものだといえるのだろうか。すでに多くの労働者がトヨタの過重な働かせ方に蝕まれてリタイヤさせられ、命さえ奪われた人もいる。トヨタ労働者の相対的な高賃金の背後には、食うや食わずの低賃金で働かされている人が多くいる。このようなトヨタの繁栄の犠牲になつて生み出されている暗闇には目をつむり、トヨタの「生き残り」のためにさらに身も心も捧げることを強制するのは労働組合のやることではないでしょう。

トヨタ労組の度重なる春闘破壊

この2年間、春闘での賃上げ額を非公表にして日本全体の相場形成を内側から破壊することやつてきたのがトヨタ労組であった。そして、トヨタ春闘を、賃上げ交渉はそっちのけにして競争力強化を会社に誓約する儀式にできたのがトヨタ労組であった。だがこのようなことが続けられていけば、賃上げというものは日本からなくなり、優遇される一部の人を除いて多くの労働者は低賃金で働かされ、精神と肉体の破壊を招き寄せられかねない。今一度私たち労働者の生活と命は自分たちの団結した闘いを通してしか守れないことを肝に銘じ、声を上げようではないか。

労働相談コーナーより

「休職後の職場復帰、助けて下さい」

トヨタ関連中堅企業で働く労働者から相談があったのが8月でした。メンタルで1年10カ月ほど休んで復職するときに、足に持病があるので職場配属の際、医師の診断書をつけて安全配慮を申し出ていたのに、結果的に負担がかり、足の負傷で休むことになったそうです。当労働組合に加入して、早速会社と労使交渉を2回行い、症状からして左足の負担が重くこのまま続ければ症状を悪化させることは目に見えており、主治医の「診断書」を尊重し安全への配慮を求めました。

会社を検討していただいた結果、配属職場を変えて復職スケジュールを実行することになりました。相談者談「とても助かりました。先行きが明るく、楽になりました。感謝いたします。」



私たちはこんな組合です

- ひとりひとりの要求を大事にする組合です。
- ひとりでなく、みんなで力をあわせる組合です。
- 現在組合員募集中です。ひとりでも加盟できる組合です。
- 派遣社員、期間工、パート、役職者の人も加盟できる組合です。
- 私たちの組合はトヨタ系企業で、働く人たちによって構成されています。

「東京オリンピックのスポンサー失格」

フィリピントヨタ労組員の解雇撤回を要求！

愛知で連帯行動

10月13日、14日の両日、フィリピントヨタ労組を支援する会は、来日したフィリピントヨタ労組のエド・クベロ委員長とリック・チャベス執行委員を迎えて、フィリピントヨタ労組237名の解雇撤回を求めて名古屋市と豊田市でトヨタ自動車への行動を行い、ATUも先頭で奮闘しました。13日午後3時からミッドランドビル前で抗議集会とビラまきを行い、



その後、名古屋国際センターに移動して交流集会を開催しました。翌14日には7時から豊田市のトヨタ本社周辺でビラまきを行うとともに、本社への要請行動を行いました。

トヨタはフィリピン トヨタ問題を解決せよ

フィリピントヨタ社がトヨタ本社の指示にもとづいて、労働組合を結成し過半数の支持を得たフィリピントヨタ労組の組合員237名の首を切つてからすでに18年が経過しました。フィリピン労組の組合員たちは、貧困と迫害にもめげず闘いを継続しています。そして、日本の支援する会との連携した闘いで、ILO(国際労働機関)からは3度にわたって「解雇を撤回すべき」という勧告が出され、OECD(国際経済開発機構)の日本窓口からも、「トヨタは多国籍企業行動指針にのっとりて行動すべき」

だ」という勧告も出されています。にもかかわらずトヨタは解決に動こうとはしていません。後進国においては現地の支配層と結んで人権侵害をやつてもかまわないというのがトヨタの態度です。これでは東京オリンピックのスポンサー企業としても失格です。同じトヨタ系企業で働くものとしてトヨタのこのような行動は許せません。労働者は国境を越えて手を結ぶべきです。このような観点から私たちはフィリピントヨタ労組を支援し続けています。

《組合員募集中》

派遣、請負、パート、賃金不払い、雇用問題、長時間労働、労災、セクハラ、いじめ、首切り、無償残業・・・
一緒に解決への一歩を踏み出しましょう。
まずは当組合へご一報を！